

第3回 多様な大都市制度実現プロジェクト

令和3年5月17日

1. 移行手続きに対する考え方

1. 参考事例

事例	指定手続きの方法	住民投票の範囲
地方自治法の旧特別市規定	国が法律で定める	道府県民
指定都市の指定	政令で指定する人口50万人以上の市	—
中核市の指定	市町村及び都道府県議会での同意を経て申請。政令で指定	—
「大都市地域における特別区の設置に関する法律」の特別区設置手続き	設置協議会を設け、関係都道府県及び市町村議会の議決を経て住民投票	市町村民

2. 考えられる移行手続き

案

- ①国が法律で指定
- ②申請に基づき、国が法律で指定
- ③申請に基づき、国が政令で指定
- ④別に法で定める

2. 住民投票に対する考え方

中間報告(案)

項目	考え方
住民投票	<p>市民目線では市の区域は変わらず、行政サービスの主体が特別自治市に一本化されることによりサービスが向上し、新たな住民負担も生じない。また、市町村の合併においても住民投票を必要としないことから必須ではないと考えられる。</p> <p>一方で、大都市地域における特別区の設置に関する法律においても関係市町村民を対象に住民投票を要している。また、地方自治のあり方を住民が直接意思表示することが必要であると考えられる。</p> <p>などの意見があり、引き続き検討を行う。</p>

住民投票を要している他事例

- ・合併協議会設置請求に関する住民投票(市町村合併特例法第4条・第5条)
- ・特別区設置に係る住民投票(大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条)

など

(参考) 地方自治法ぬきがき

第252条の19(指定都市の権能)

政令で指定する人口五十万人以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

(以下略)

第252条の24(中核市の指定に係る手続)

- 1 総務大臣は、第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に係る政令の立案をしようとするときは、関係市からの申出に基づき、これを行うものとする。
- 2 前項の規定による申出をしようとするときは、関係市は、あらかじめ、当該市の議会の議決を経て、都道府県の同意を得なければならない。
- 3 前項の同意については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

(参考) 地方自治法ぬきがき (旧特別市規定)

第三編 特別地方公共団体

第一章 特別市

第二百六十四条 特別市は、その公共事務並びに法律又はこれに基く政令により特別市に属するもの及び従来法律又はこれに基く政令により都道府県及び市に属するもの（政令で特別の定をするものを除く。）の外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

第二百六十五条 特別市は、都道府県の区域外とする。

2 特別市は、人口五十万以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廃止する場合も、また、同様とする。

9 第二項の法律は、第二百六十一条及び第二百六十二条の規定により、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならない。

第二百六十七条 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

第二百七十条 特別市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて行政区を設け、その事務所を置くものとする。

2 特別市の市長は、区長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に行政区の支所を設けることができる。

第二百七十一条 行政区に区長及び区助役一人を置く。

2 区長は、その被選挙権を有する者について選挙人が投票によりこれを選挙する。

3 区助役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。

4 区長は、特別市の市長の定めるところにより、区内に関する特別市の事務及び特別市の市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理する。

5 区助役は、区長の事務を補佐し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときその職務を代理する。